馭戎概言

上之上

文
168 1

910.25
305
Vol.1

本居大人著

駁戎慨言

四冊

伊勢安濃津
製本所 陽華堂

不破蓬文郎氏藏書

駁戎慨言序

天地乃中尓。八百國千国とおほかれど。吾皇
御國ぞよろづの國のおやの国。本つ御國尓して。
あだしくにぐには皆。末川國乃いやしきくになれもあを
ぎ尊ぶべきは此皇御國なりける。ひろくかしこき。天津神
代乃いましゝより。畏きも掛まくもあやにかしこき。
天照大御神乃。御孫命の食國と事依し

布施紀念文庫之印

宮しきます。天津日嗣は。天地のむた。いやとほながに
傳はり坐して。神ながら安國と。たひらけく。しろし
めしぬ。さはありしかど。やゝくだりては。さかし
く。から戎夷の道をし。とりもちひたるより。さる
かぶれて。いまは。そのかしこき。三ツ栗の中
つ代より。ことさへぐ。から國学の。世にひろごりて。
古言も枕言も。さながらその。から婦とのみ言になりて。

まどはぬ人なく。古への大御代の。いやしき戎國をし
もてはやして。わが大御國の。道をさへ。いとも
いのかしこき福津日の。かみの道をも。しらず
世の中に。なりしかども。いでや。その國號し。
洞が佛の法を。しらぬ人なく。そのいにしへを
かふへなりて。古への丹生の川。よしあしの
かくぞ國籍も。その。いにしへのまゝなるを。

世の人乃國の位をも思ひあやまりて。ひとへにも。世の
ばかりを哉。もてはやして其書を。古への書をもならひ
おろかなるのまどひかきは戎(カラ)ざまにて。古へより皇(ミ)國(クニ)に用
ゐたるも。甚もてはやして其学ぶ(ベナ)書も。其
其説どもの書のみにて。首なれば。おのづからに
其國人のむね詞にまでなりいひて。皇(ミ)國人乃思ふ
おのれを思ひくらしたきその國を尊ぶ

ならひとなりて。皇國人乃ほかに事なる詞を
つかひよしなきその戎(カラ)の事どもを言ふにも
あやまりてなほひともかくもなれる事ぞ多く
かの國ぶりの其詞にならひとなりしは。皇(ミ)の人の
もてはやす事をば。その人乃他國(アダシクニ)の事哉と
まどはされて。よくなれたるにまさりてける。
其説どもの書ありてその事とする詞をぞその

世人の詞ぞといひて賤しめ思ひて皇国人
しもその詞をあしくなしひて昔よりのたふとびし
異国乃書詞ハたふとむもいへれ何とかくらう子
詞なりも。かれハやし世をせ。大かた中華よなれといひ
もやし。これ猶き王をし尭天子よ皇帝よなど
いひのゝしるハ。それともはたしかるも。いかむ
のさしなき用ゐけるは。そひがことをあらそはむ事なき

思ひなほらで。この あやしさにてふかくかぎりや
づき。わや國学川御國乃光をもくりて思ひしれ
東川のこ世の和学でハ。世にあるハ学派おもき
れば。はまどかるこのうちやらをとも。大きなる
このぎわれ者もいふべハせむ。儒者などハ。はなる内がれ
詞乃まぬるえれども。ま大きなるもあるだめる哉。
此光をとかならむ翁とは。思ひもかけずて。たちたに

ようするおもひきくしとよくきこゆれど。そのこゝろく
もいふ非なりつひの。ならんぞうや。さらにいきし
ひとの國なりとも。己が國をおきて。あだし國城
をよそにしも。己が君を。はまゐらせて。よその君に
へつらひつかへ。己が親をおきて。人の親をとりつむが
ごとし。げにもやあるべき物かは。この事しらば本居が
大人。どもろ。はぶかずとしめ。げのうきうでいはばいふべき

どあり。おもひうてて。思ひなるそでかきいでしへ
乃院代からもじ物にてちかき頃。文禄慶長の
のころ。豐臣太閤のいみじき御稜威をかがやかし
號アリしのちまで。おほとかしこきの方にすなりと
書し事ども。かの鈔と書しかども。もとひやしとの
詞書の。まへあまたさ。又かの書をとりて。婦女子もかゝれ
みだりがはしくさぞその。さかしらなりや。あさましかる。

はなざかしくふあげつらひ。山葵の根乃。根もおろ
ぐくふさはしからぬ害をのみかくのぞきそのかはりをまもる
おぼしめせばけふ学者よ。川駿戎とある
ただ妙なるかな。この比本の神直日大直日乃
神乃光をてりあらはしく雄々しくあけくたる
とく是をそれとハ河ぞ海よ我世中のこころ
あるえしらぬともがらそ。此二にしるとしても。

子もからにふ説きさはとらざるよんやハ。わか師このまとし此
大人をとバ。学びの道のおやとおもをおそおほれハ。
親乃いさをしをいとおしみつぎの孫おもふ
おもひ思ふあかりふ子のたちおもハ親れたち
此翁ははみこし。はじまり親族のうへにはこぶ乃つき
なるべくしての業をはじめにおもふかげなりてたしし
がきもおもとるかく。此附々寛政二年きさらぎや

以まほしき。友のこゝろざしある豊國の道おしひろむ。
吹出乃之濱八幡古表社の神主。従五位下
上野介藤原朝臣重名

伊勢人　白子昌平書

馭戎慨言序

臨中寓馭百戎者。天皇之事也。本居先生以布衣之身。慨而言之。可乎。吾將解之。以仲尼之言。曰。

知我者。其唯春秋乎。罪我者。其唯春秋乎。春秋尊內。而貶外。仲尼曰。必也正名乎。世之學孔氏者。無不闇此。闇服其義。則蔑如也。彼

襲其迹。而不尋其意。耳目漸漬詩書。而忘身之安在也。夫跖犬吠丘。儻猶為德。堯狗戀桀。何其謬也。劉安有言曰。越人學遠射。參天

而發。適在五步。而不易其儀。其斯之謂歟。夫天位之高。不可及也。則大邦之尊。孰能匹焉。是義一立。而羣物咸定。是彖一不立。而衆弊隨生。蓋其湮没隱晦也。自中古已然。有識之士。能無慨乎。仲尼曰。天下有道。庶人不議。今天下道。有其質矣。文、亦漸彰

矣。獨其鬱而未暢。雜而無
統。使志道脩辭者。紛然錯
謬。茫然迷乎主客本末。高
下之辨。是則學之未明。而
文之彰於下者。有未理也。夫

名之不正。言之不順。其究或
至於不君其君。而君他人。不
父其父。而父他人。如是則
君不君。臣不臣。父不父。子
不子也。可不懼歟。夫探本

顯隱。釐紊亂反諸正。用以
潤色鴻業。而冀人心之復
古。治平之彌久者。先生
之志已。又何難焉。余固嘗
曰。先生之道。異仲尼。而
其志有同也。是以引而序
之。至於事遠而旨近。考覈
之勤。討論之破的。則觀書
可睹焉。
寛政四年十二月

尾張鈴木朖謹撰

馭戎慨言上之巻上

伊勢國　本居宣長著

天日大御神の御子の尊の所知食此大御國に。外國もろ／＼のまつろひまゐ來る事のはじめをたづぬれば。師木瑞籬宮御宇崇神天皇の大御代の七年に。天皇の夢に大物主大神のみさとしたまひて。同じき十一年に。おほくの異俗人あまたまうでくることありき。いつものなりとしるしたまへる。代。今いまだそのくにをしらぬ國々のそのくに／＼のくまぐまよりまうでくる君長そきの帰化けるよし。此の代よりまつろひまゐりきそ。

皇朝のみのりを奉じて正朔をうけ給はりけるはじめは、いつの世の事
なるといふべく、後にはつきて詳しくしるすべし。次に
崇神天皇の御代六十五年の秋。任那の國より使まゐり
て。みつぎ物をたてまつりき。任那は筑紫をさること二千餘里
北の方にある國にして。新羅の西南にありといへり。此國
書にしるされたるもの。後の世まで語りつたへたるぞ
まことしく御國にまゐりし始といふべき。か
くて
師木玉垣宮に天下しろしめしゝ垂仁天皇の二年。任那といふ國より
使まゐりて國にかへるとき。赤絹百疋を

其王に賜ひけるとぞ。同三年新羅國の王の子天日
槍まゐりき。その後
息長帯姫尊。神功神の御教によりて。みづから新羅を
せめたまひけるに。かしこみて。その王やがて大に懼れ
まつりて。のちのちまでも御馬かひとなりて。つかへまつら
ひしより。つねに八十艘のみつぎをたてまつる例となれ
りき。此時に高麗百済のくにぐにも同じくまゐりて
まつろひまつりてより。この三の韓の國々をぞ
のちのちまで御國のうちなる。
皇朝のみのりにまつろひて。つかへまつりし八世の人

もろくあきらかなり。されどこれらをとりたてつかへしおきて
かんがふるくの事ハさらにもいはずさかしらにいひなし。書紀に
日本府とあることもしるさるれば韓の國の三國史記
東國通鑑などいふふみどもにもしるさゞるは
えびしして。から皇國のすぐれたるをばかくしてかの國の
みこれは國のぬくいへるハ。たゞ此方へやつこしたてつかへ
まつりしことをきらひしてかくいふなる也。されば中葉
まで。ときどきしく使をさし立てつかへまつりし
ことのよし。又もろこしの國の隋書といふふみにも。新羅
百濟皆以倭為大國多珍物並敬仰之恒通使往来

といひ。近き明の世の世法録といふ書にもこの事をしるし
てあやし。其屬國有五十餘。新羅百濟莫非屬國といへ
るなどを見てもしるべし。その國のまゝにあるへきは
ぞ。されば三つの韓國の中にも。白猪なるの
姫尊の御時より内官家國と定め給ひて。皇國の内の御縣
にもひとしかりしを。殊にあつき御恩をかうむりし御代
くをわすれてあなどりて背きたるものを。新羅
ども。あまたゝびしく／＼そむきまつりて。その
おこりぬる國にて。入寇しつゝ事なども。をりくごとに
をつけし

近江大津宮御宇天智天皇の御宇にあたりて。百済ハ新羅のため
にいさゝかにほろぼされ。高麗も又社もなくなりびに
けり。その後
寧樂宮御宇聖武天皇の御時。又高麗より出し渤海
といふ國より。使をたてゝ。ふみをそへてみつぎものをさゝぐ
てむつましく。近江のむかしにも絶ずつかへまつりし
を。その後程なく。高麗の王建といひしもの。三韓のあ
るじとなりて。やがて國をあらためて。又高麗とな
んなのりけるを。
後小松天皇の御時にほろびて。李成桂といひし

ものにうばゝれて國のなをも朝鮮とあらためけり。さる
ゆゑ。其名をかへて。此朝鮮ハ今も琉球なども
あざむかず。大かたハ我國をあふぎつゝ。ことにつかへまつるべきもの
なりとぞ。しかるに此ころ。流求の國ハ
西のおきなかにありて。まことにふるくより我國に
しるしなるを。えみしといふ。西の方のはてに
ある國を。なべていふなり。さてこのはてのから
くにゝ。三韓の西南のかたにありて。ひとくにあるは
て。胡の國天竺などいふも。一つの大洲
なり。東ものゝ。なかのからくにの名は。すべて

外國にならひてもて。さへ定まる事なくて。されどその
時々にはひつぎしたるのぞかはりける。
後宇多天皇の御世の事なりけるには。その北の方なる。蒙
古といふ國あらはれいでて。九十年ばかりさ
かりし。又その後。
後光明天皇の御代正保のころ。その東北なる韃靼といふ國の
者。もろこしをうち取て。百卅年あまり今になりぬ。
かくのごとく常にかはりゆきぬれば。さるからに國の名は定まる
事なくして。その時々のきみとなれるものの。なづけたるま
まに。はじめ封ぜられし國の名などをよぶ。いはゆる

からくにのあるじなり。されどその中にもむかし漢と
いひ唐といひしが。やゝ久しくたもちたる故に。それを
おしなべての後の世にも。なほ漢とも唐ともいふ也。
されば皇國にても。からとよむ。今この二つの名
をまじへて。やがてその唐の字をからとしもよみ
せたりけり。かくてそこの君長を。周といひし代などは。王と
のみいひしを。
黒田廬戸宮御宇孝靈天皇の御世にあたりて。秦始皇といひ
しもの。周をほろぼして。みづからそのくにをとりて
て皇帝といふ。此時に制度のさだめをことにしたる

つるをば。おほかたハ。今までゆるすまじきとりゆるして。文字は
のうちにも。がくもんをはげまして。その法をうかゞ
ひつ。かるがゆへに。いましめおくり下（しも）たるものハ。上の法度と
うやまひ。くらんとし。上（かみ）なるものハ。人よりもまづ
とゝのふべし。上（かみ）と下（しも）とたがひの心やはらげでそ
うらみをおもひよりなどをそうするなり。何のよる
ましハいよいよそむきて。ついにはつくりかざりおほ
かる。それもしく君の法をうかゞふつそくハ。その
しさ罪をまぬかれんがためなり。おほひを天より
援（サツク）るふまじきものなり。いつくしむべし。くさくらまへふ文

詩みだれをうけしくなりゆく。民をあざむき。又よろづ
のさばきをくらくしてあやまちをすゝめるなり
ど。もしくらくへをいとめでたくなまさと。あひの心あん
よろくきをかくし法をまもる。されどいくよろづ何ふ
んしても。思ひよりぬるぐとゝなふ。おほいにし
うき人をいおかくいでき。何事をもおもひて。あ
ねてあさがうへハ。法もいと廣くて。いきおひつよあ
をば。よりかゝちひきれ法のまもりそむとも。かゝる
つきあさらずへくまづしハ天子とおのれ。一きをそむき
しりそなし。おのが法を六年法といひ。なまへの法

しかるをバ。夷狄などゝおとしめあなづりて。天地のおほいなる
おしはかりのあさはかなる。みだりにおごり高ぶり。
こゝろからのをさ(長)きのおのがまゝにしてふるまひを。され
あるべからざるやうにして王ぞとし。そのをさめむとす
きく。天子とわが中國とあふぐなり。さるはなはだ
今しかるまで。ゆゑなくして。わがはべの名て
く。ゆゑことはのあらはしきふたつとも。滅ぶべき
べきことわりのみ。深く信じてならぬあり。さ
てはりゆうしのこともしれ。みれ
息長帯姫尊(オキナガタラシヒメノミコト)の御時より。韓(カラ)の戎どもと同じからず。

大御國(オホミクニ)へまゐりて。おほみかどの御まへにはし
はべりしおほんとき。ただにさばかりおほやけのためにつかふる王
ありしかども。さるにても。さるべき代々を
きこえし。
小治田宮御宇推古天皇(ヲハリダノミヤニアメノシタシロシメシヽスイコテンワウ)の御代より。しげくさうらひしを大
御使(ミツカヒ)もしげく行きかよふ。十五年秋七月戊申朔庚戌大礼
小野臣妹子遣於大唐。以鞍作福利為通事。といふ事見え
あるにならひてもしくに国王よりいふ使を
なさるべき御しるしなり。ことしげけれど
皇朝(スメラミカド)よりかくおほやけへ大御使(オホミツカヒ)を遣はしつ。はじめなれ

しかくあかさるに。扶桑畧紀にいはく仏のつたへをうけたる
而りし。太子奏曰。臣之先身修行漢土。所持之經。今在
衡山。望遣使将来。比校所誤之本。などとしるし。又お
むかし隋書といふふみにも。此方よりの使の詞に。聞
海西菩薩天子重興佛法。故遣使朝拝。とみえたるかく
聖徳皇太子は。大政きこしめし。仏法をはとりおこなはせたまへば。お
ほくは仏法の事のまつりごとにして仏法おこりたるなり。又
のちには韓国の人をおほくきたらしめ。又それより
くだらよりきたりし。これ人どもの。わたりきたりしを
ふみを。学ぞしれおほとし。仏のふかきをききえし

ありし。又其のふしぎをかしこきあたりにも書かせたまひき
のぞくとも。いまでは御子もさりしてのちはまする
びたらんやとおぼすけれどもまさしくそれなるべきはなし。
同じき推古二十一年の紀にもしるしたる所のたまひ。
あらたむまたけなりける人々のとりたてゝ上るに。同
こし。其大唐國者。法式備定珍國也。常須達
すとも。かきよく韓人をかどとひ。かくてこそいつも
まざしかるべしともきこえしとあへたし。されど。けり
あらはに然る事也。
皇朝の大御代かうしてむつびあらしまし。此時明らけく

ゆゑなりけると。かの國の書をみるに。まづ前漢書の地
理志に。樂浪海中有倭人。分為百餘國。以歳時來獻
見ゆといひ。次に後漢書に。倭凡百餘國。自武帝滅
朝鮮。使譯通於漢者。三十許國。國皆称王。世々傳統。
其大倭王。居邪馬臺國。光武中元二年。倭奴國奉
貢朝賀。使人自称大夫。倭國之極南界也。光武賜以
印綬。安帝永初元年。倭國王帥升等。獻生口百六十
人。願請見といひ。次に魏志に。倭人舊百餘國。漢時有
朝見者。今使譯所通三十國。などいへるなりて。其後
のよしもしるしたり。漢の時よりぞ通ひ始めけり

とのこといひ。又皇國までもしらるゝなり。されどもかの國人のこと
ゆゑかくいふなるべし。今つら〱
考ふるに。そのかみは皇化いまだ天の下にあまねく
しかざりし程。いと〱くまぐまなる國に遠別稲室
などいふ者の。一郷をうしはきて。かれの國へ人をか
どの。さらにかれの國へ通交せしなども。あの
ゆゑもしるべからん。されどもさだかにはしるしがたき。ほし
で
皇朝より大使などをつかはされしことは。さらになかりし。
まづ漢の武帝が朝鮮をほろぼして

いふ。
春日率河宮御宇開化天皇の御代にあたれバ。いまだ三韓の出来ぬ。
あるまじき事なりとハ志ろしめされぬ證なるに。まし
てそれより前の事どもをバ。いかでか志
ろしめし給ふべき。されバかゝる事ハ後。
筑紫橿日宮御宇仲哀天皇の御世也。新羅の国をうち給へ
し。神功皇后の御時なり。
天照大神のしるしにて。高き岳よりのぼりて。ある時大海原
をみそなハしたまひし。さればこそ国をまもりしに。
神おもふところあるをかハりし。次に
息長帯姫尊の神の御をしへのまに〱その新羅を
せめ給ひしに。新羅王ひれふして。高麗百済の二国の王
もともに降りてしたがひ奉りしとなり。さて此国ハ
そのかみより神の国なれバ。神のまもり給ふ事ハいふも
さら也。又其後の事どもを考へ見るにも。異国の
人の中より来りて。我国の事をしるしたる書ありとハいへ
ども。山の名なども皆我国の名をもてよべり。
神代より伝へ来りし事。
須佐之男尊の。新羅の国へ天降りましゝ事あるよし
いへる書もあり。其後の事ハ何れの書にもしるさず。

からくにのかうやうしやかし。おほかたまゐる人どもおほかり
きみのためにも。ひとつにしたがひても。ほかにくにのかみなるも
ませしこまかたかたなるに。かの任那(ミマナ)の国人の名もなし
と。いづれもおほやけのことなりと。此のことはなほいましめ。あさ
まきんとあるべく。ましてそのほかかたがたの君は
みなひとへにさしもしるし。さるは漢書後漢書の言をよく考
ふるし。百済国といひ。國皆称王(コキシ)といふ。みなくの国造(クニノミヤツコ)
また別稱(ワケイナ)をもかぞへ。のみのみの。おのおのいふもあらはならず
をさめてありしを。王といへるも。すべてこれ漢籍(カラブミ)にあまた
見えたり。大きなるちひさき。一国一郡(ヒトクニヒトコホリ)しもあれるし

くにく。然るも。あまたの王といへり。韓の国
のうちなどにも。新羅百済高麗などのかみも。みな
王なる王なれど。いとおほかたしなくもあるべく。界
以下にいへる魏志の闕。伊都(イト)国世有(ヨヽ)王。皆統属(ス)女
王国といへり。伊都は今の筑前の怡土(イト)郡をいひ。世有
王とは。仲哀紀にみえたる。筑紫の伊覩県主(イトノアガタヌシ)なるべきをも。
かのしらすところをも。王といひしなるべし。近き
世のことなれど。今の島津氏をも。薩摩王といひ。
毛利氏を安芸王。大友氏を豊後王といへるたぐひを
もおもふべし。そもそも大御国(オホミクニ)には。神代より今に

おほかり。
天皇の御うへならで。王といふ例も。さらによみたることなるを。
三十許國。皆称王といへるハ。まことに其王にハあらで。
次なる大倭王といへるぞ。まさしく
天皇をさしてまうせることハ。たゞそのころ漢に通じ
たまひしが。
はた朝のはじめなりけりしかども。よくしいちじるきものぞや。
かの魏志に。舊百餘國漢ノ時ニ有ニ朝見スル者ノといへるも。百餘
國の王どもの中に。朝見せしがありしといふ詞なる
をと見へ。次に後漢の光武が時に。倭奴國奉貢して

るハ。倭奴國ハいづこのほどをいへるにか。さだかならねど。こゝ
にも九百餘國といへる中の一つなるべし。倭國之極南界也と
あるをバ。つらくおもふに。ものの遺つまりたるなるべし。なる
をば後漢書にも倭といひ。唐書などにも。日本
古倭奴也といへるハ。いかなるにやとも。その詞をよくも
わきまへず。みだりにいへるぞ。まぎらはしくいへるにか
こなるを。此方の人もまた混れまどひて倭奴をも。
倭とおなじものとおもへるにこそあれ。さて。かの
倭國之極南界也とあるをもて。倭奴ハ倭の極南界也と
しるを訓るハ。いみじきひがことなり。さるは奉詞の

らんやは。さて又安帝永初元年にといへることは。これ
はかの王どもといへるにて。中に王どもとは。師升等
といへる等の字をもて知るべし。しかるを杜佑が通典には。
永初元年。倭面土地王師升等献生口といへり。面土
地の三字はうるはしからずおもむきかなはねど。何れにまれ
のちひさき国の王の名にてぞ有けし。又面土地と王師升
とをしらずまぎれし二人の名のごとく心得たるさ
る。又隋書北史などにも。此安帝が時にもまゐれりとし
使をも。倭奴國のといへり。さてしもまた後漢書に。桓霊
間。倭國大乱。更相攻伐。歴年無主。有一女子。名曰卑

弥呼。年長不嫁。事鬼神道。能以妖惑衆。於是共立為
王。とあるといへる。桓霊間とあるは後漢の桓帝霊帝が
時をいへることにて。いまだ時代もあはねど。有一女子とあると
いはまほしく
息長帯姫尊(オキナガタラシヒメノミコト)の御事を。三韓などよりからぶみにつたふ御事
のあるにて。かかるさまのものし。卑弥呼は姫児(ヒメコ)とやうにて。
神代紀に。火之戸幡姫児千々姫命(ヒノトバタヒメコチヾヒメノミコト)。また萬幡姫児玉(ヨロヅハタヒメコタマ)
依姫命(ヨリヒメノミコト)などもある姫児(ヒコ)に同じ。姫(ヒメ)を比弥(ヒミ)といへる例も古き
名をもふみに見えたるがこれはさるよしにて御国人(ミクニヒト)の伝へに
くはしくせしと。韓人(カンビト)などより聞て伝へしを。伝名とせし

ゆしかるべし。以妖惑衆といへるハ、うたがひもなく大倭（戎人）
國の神のみことをしきさまがたりしことをみだりにいへるか（浸言）
ナ。まさに魏志に、倭人在帯方東南大海之中。従郡
至倭。循海岸水行。歴韓國。乍南乍東。到其北岸狗邪
韓國。七千餘里。始度一海。千餘里。至對馬國。又南
渡一海千餘里。至一支國（支本誤作大。今依北史改）。又渡一
海千餘里。至末盧國。東南陸行五百里。到伊都國。
世有王。皆統屬女王國。東南至奴國百里。東
行至不弥國百里。南至投馬國。水行二十日。南
至邪馬臺國。女王之所都。水行十日。陸行一月。自

女王國以北。其戸數道里可得畧載。其餘旁國遠絶。
不可得詳。次有斯馬國。次有已百支國。次有不呼國。
次有姐奴國。次有對蘇國。次有蘇奴國。次有呼邑國。
次有華奴蘇奴國。次有鬼國。次有為吾國。次有鬼奴
國。次有邪馬國。次有躬臣國。次有巴利國。次有支惟
國。次有烏奴國。次有奴國。此女王境界所盡。其南有
狗奴國。男子為王。不屬女王。女王國東渡海千
餘里。復有國皆倭種。參問倭地。絶在海中洲島之
上。或絶或連。周旋可五千餘里。景初二年六月。倭女
王遣大夫難升米等。詣郡求詣天子朝獻。太守劉夏

遣使将送詣京都。其年十二月。詔書報倭女王曰。正始元年。太守弓遵。遣建中校尉梯儁等。奉詔書印綬。詣倭國。拜假倭王。倭王因使上表。答謝恩詔。其四年。倭王復遣使大夫伊聲耆掖邪狗等八人上献。其八年。太守王頎到官。倭女王卑弥呼。與狗奴國男王卑弥弓呼素不和。遣倭載斯烏越等詣郡。説相攻撃状。遣塞曹掾史張政等。因齎詔書黄幢。拜假難升米。為檄告喩之。卑弥呼以死。更立男王。國中不服。更相誅殺。復立卑弥呼宗女壹與。壹北史梁書杜佑通典皆作臺年十三為王。國中遂定。政等以檄告喩壹與。壹與遣倭大夫率善中郎将掖邪狗等二十人送政等還。因詣臺献上。

といへり。景初正始ハ。もろこし魏の年号にて。まさしく[illegible]れ姫尊の御世にあたれり。されども此時かの國へ使をつかハしゝことハ。[illegible]ぬ

皇朝の御使にハあらじ。筑紫の南のかたにていきほひある熊襲などのたぐひなりしものゝ。女王の御名のまねく[illegible]のまうでこしものを。[illegible]使といつはりて。私に行かよひし使也。さる故ハまづ右の文に。かの國の事方[illegible]女王の[illegible]いはざるまで

のみちをしるせるハ。みなかしこの使の大和の京へまゐれるさまぞ。
へてまうづる人の經をいへるなれバ。ふかくゆめまどはで。よく〳〵心えまたバ。
まづ始ハ大和の京あたりバいふといへるにまづ對馬一
支末盧伊都なとハ。ちかきのくまて。あたかなるところ次
奴國不弥國投馬國などいへるハ。漢呉人のさらにおも
いろずゝ人の見る事といふかれども。大和への道ならハ。
まうでる所の名をあぐることなし。又不弥國より女王の都ま
で。船をうしておよそ。けふにいへるものなりぞ。大
和ハ遠くしよりハ東へ京をさしてまゐれるを
かもど。まさ自女王國以北といへるも東へりき以西とも

そいふべきも。よづらしるしおハんかゆく北南と西東とを
とりまがへたるしるしなるべし。又投馬國より女王
の都まで水行十日陸行一月といへる。初め十日ハ舩
にゆくべし。陸行一月ハいとおほかなり。月の字ハ日の誤
なるべし。さらバ一日としてハいづくの海きよりも大
和の京へハいよりがたし。又一月ならんにハ。山陽道のかた
られたぐひの陸路をのがりしもせん。さればさる事のあるべく
もあらず。たゞ西の國よりやまとへの道にハ。はじめ難
波の津までハ。船より海をわたり。空ありくかなり。かく
なまさらで。つる事をのあるハ大和の京にあるゆゑ

あらじかし。然るに此筑紫なりしをのみぞの方
取るもといへりける。魏王が使をもし文ばかりおき
むかへし所との事なれバ。ここを使のゐるべきところなん。また
し。女王の都とおもひしとし。皆筑紫のうちなりけり。
さてハ不弥國といへり。投馬國などいへることなど。つく
しのしまのあたりをさ。南をさして物もし海つ路よ
り。その国し方と以北といへるも此あたりなる周旋
可五千餘里といへるも。筑紫の洲をさくいふなれ。さく
めぐらる程のことなり。さて女王國東。渡海千餘
里。復有國皆倭種といへるもなれしくいふことぞ。

さまにけくしまり海をへだてて東なる四國をいへ
るかな。後漢書にハ是を。自女王國東度海千餘里至拘
奴國。雖皆倭種而不屬女王といへるを。此筑紫のいつ
くのあたりをさだめていへるにか。拘奴國とハ伊
豫國風早郡にある河野郷ならんといへるが。魏
志に狗奴國の男王といへるも。其國の此郷のさる
まをうしなひしものとみゆるべし。
また此ついでに伊都國の次にいへる奴國ハ。仲哀紀に
儺縣。宣化紀に那津とあるところにて筑前の。不弥國も
同じく筑前の國にて。

明宮御宇應神天皇あれまししゝ所を宇瀰となづけし
よしかけれバ。さもあるべし。按るにハ。それより南
水行二十日といふ所あたるなり。日向國兒湯郡
に都萬神社あるべく。續日本後紀三代實録延喜式など
にもみえて。ふるくよりの名なり。此所にてもあらんか。さらくを錡の書にとい。
此あたりをもらしハあるまじくおもいゆる。さ名をのせたり。
斯馬國鬼國為吾國などいふがあるを。志摩國紀の國伊
賀國まで。大和のあたりの國々と思ふ人もあれど。よく
見れバ。斯るハ筑前志摩郡なり。或ハ大隅國囎唹郡の志摩
などあるべし。鬼國ハ肥前國基肄郡なり。為吾ハ筑後國

の生葉郡なり。姐にかきつけしところにくはしくしるしたり。
その余の姐奴國ハ。伊藤氏の用意物にも田中氏の對蘇國を土
佐をいふか。邪馬國ハ豐前の下毛郡山國なり。又景行
紀に八女縣といへるも見ゆ。烏奴國ハ周防國吉敷郡なり。
都支國なり。又大隅にもあれど。これらの如くにてもあるべし。
ありへしなりけり。さて後漢書および魏志には。
姫尊の御事をはさせ給ふ所に。自爲王以來。少有見者。以婢
千人自侍。唯有男子一人給飲食傳辭出入といへるも。
ひとめのつまびらかならざりしをもおもひつくしてあつ
かりしなめり。されどもいまの男をさして女王ゆかりなる

かゝりしハ魏の世にあたりてなれバ。帳政がくだりし
ておそらく相見つらん。さればいつはりて。女王を
ほめそやし人をゑらしてあつくかなしむ。此の人をもちひるを
ればかくのことをあまたなどにてせしそれにしてせんと。を伏ハ
誤と云ひしく。此ことをかくりて。もと古伝なりしこと。又倭王因使
上表といへることはいふしき。今がことし。そのことは書す
いはずして漢のしるをそくとかくしとまでバこハ後人作せし
ものにいつはり作りて。これ王にこそせられし。又みだりなるふ
そのくいてあとしるなんどし。また卑弥呼以死。
立卑弥呼宗女壹與。年十三為王といへる。

皇朝にハさらにあるまじき事なれバ。是もかの統業のとゝのう
へあるく。かれ張政といひし者のまつりごとをとりおこなひしハ。其死の後
の代をうけしをのこハ。誤あるにか。又卑弥呼昇
弥呼ハ崩ましく。その宗女をもひとなりて。此度ハ
十三になりけるめのこハ。王にいつはりありて。それをや
せしなるべし。さるハかの
作る此偽名のことくまことしくいひなりし。此方とも
ゝ女王のことなりしかバ。それなりし此時その法
政まもりし大和の
皇京にまつりてなりたまふ也。

明宮御宇應神天皇の御代なる物を。倣れもしけりしハ。女まこ
といひきうきましし。これらもくまこともあら
ざりしをあまりしぞもしくなまるゝ人のうし
おそらくは
天皇といつかしきまいらせ給ひしは。らきとゆうされけりしと。
師木水垣宮御宇崇神天皇の御世に。意富加羅國の王の子。
都怒我阿羅斯等といひしがまうでくく。長門國ゟ
つきしに。そこなる伊都々比古といふ人。我ぞ此
國の王なる。我をおきて又王ハなしといひしを。
又後ゟ行しハ。

師木嶋宮御宇欽明天皇の御代廿一年に高麗のすかまお
ましし使ろ。あやしく越のまつさきをその高麗のすか
つましし人の。みこと天皇にまうしくその御詞をもともに
ひろめしを。
皇朝はなれしめぐみまでかしを。からうちのちかせ
しを事をあらき。そのことつゆしりゆきにふ蕃國の
使をもはらくあざむくりのこころありしハ。まことそも
あるも上つ代に。いまだおかやなまりけしことのうちにあふ
まことなるにはへいはよいつハりて。あるわるものなる
うまおかりきんことなひやるべし。むきに近くけり

のこともしこれらこと。あやしむはよく〳〵あきらむべきわざ也
かのしるし。かれ此の大社が征西将軍ノ宮をまことの天
皇と心得たるにて。いとおほけなきひがことにはありけれ
ども。此はおほかたなるべし。其の年ハドつまびらかならず
しまじかバなれ
息長帯姫尊(オキナガタラシヒメノミコト)の御代のほど。魏國とかよはしゝこと。いふ
いはれたることなりけむ。
皇朝(ミカドノミヤ)にはまだしらしめさずてありけることなるを。すべて此記に
も古紀にもしるせることなし。然るを書紀の此の御
紀に。三十九年魏志云云。四十年魏志云云。四十三年

魏志云云とあるは。後の人の魏志をよみて。その詞(コトバ)を。
そばらへ書キいれおきたりしを。又後ノ世の人のわや
まぎれてほしく本文のごとくなしたる物にて。さる
けがらはしきその文にまじへつること。そのゆゑをまづいはむ
とさゝるべし。すべて書紀には。小書(コガキ)に。あげたる一書のふ
みを引て。本文とかうがへをことわりなどせる例あれ
あまたあれど。某(ソノ)年とのみいひて。からぶみを引(ヒケ)るは。
例もなく。又もろこしの年号をしるせることもなし。又右の三十九
年の所にも。是年也太歳己未とあるも。すべてよりの
文にはなきことなり。すべて太歳云々とは。

御代〳〵のことゞもの此年のあたりのことゞもあはせたる
例なき。しかるをこゝにハさしも似たる物にてやうて此
十三年のことはかりに。清本一向无之ともあれバ三十九
年より四十年までをとりあはせて。なべてあらしと
やゝ又此十三年のことを。いへるまゝやうにげにさまことなるさまに
記しもしたる也ときかれたれば。次に晋書に宣帝之
平公孫氏也。其女王遣使至帯方朝見。其後貢聘不
絶。及文帝作相。又数至といへるハ。此魏の時の事也。
次に。泰始初遣使重訳入貢といへる。泰始ハ晋の武
帝が年号にて。その元年ハ。

息長帯姫尊の六十五年にあたれり。これ入貢といへるも。
まことハれいのおごりごとなるべし。書紀の今の本にハ。
六十六年。是年晋武帝泰始二年なりといへると。お
なじからずとしもみえず。次に
難波高津宮御宇仁徳天皇の御世五十八年に。呉國高麗
並朝貢と書紀にみえたる。呉國の朝貢せし事
いぶかし。なほ呉國のことハ下にいふべし。次に
長谷朝倉宮御宇雄略天皇の御世八年に。身狭村主青と檜
隈民使博徳とを。呉國に遣し。同十年にかへりまゐ
る。又同じ御世十二年にも此二人を呉國に遣し。同十

同年に呉國使とともにかへりまゐりし。此時にも呉國より
獻まつる手末才伎漢織呉織。及衣縫兄媛弟媛等を將
てかへりまゐりて奉れるなり。これよりぞさかえたりける。明宮
の御代にも。三十七年に。阿知使主都加使主を呉國に
遣はして。縫工女を求めしめたまひしに。高麗に渡りて高麗
人を導者として。呉國に至りしかば。呉王工女兄媛
弟媛呉織穴織四人の女をあたへられたるを將て同四十一年に
帰りきたる事ありけれども。さるは此朝倉宮の御
世の一つ事なれ。まぎらはしき傳説にして。實は明宮の
御世にある事にはあらざるべし。そのよしは古事記傳

卅三の巻に委く辨へらるゝがごとし。さて朝倉宮の御世に。
八年と十二年と。二度遣はしゝことあるも。まことは八度
めりしが。まぎらはしきやうなれども。くはしくそのこ
ろは彼國にては。南朝北朝とて。二つに分れたりし
ほどなれば。そのころ呉といふ國はなかりしかども。三韓
の方にては。なほむかしのまゝに。呉といひなれて。その
南朝をば。なほ呉といひしなり。さるは呉の地なればなり
しかれども。朝倉宮の八年は。南朝には宋といひし代
にて。世祖孝武帝が大明八年といふにあたれり。十二年
は。明帝が泰始四年といふにあたれり。故をかの國の

宋書また南史に。高祖永初二年。詔曰。倭讃萬里修
貢。太祖元嘉二年。讃又遣司馬曹達奉表献方物。
讃死。弟珍立。遣使貢献。自称使持節都督倭百濟新
羅任那秦韓慕韓六國諸軍事安東大将軍倭國王。表
求除正。詔除安東将軍倭國王。二十年。倭國王濟
遣使奉献。復以為安東将軍倭國王。二十八年。加使
持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事。
濟死。世子興遣使貢献。世祖大明六年。詔曰。倭王
世子興。宜授爵號。可安東将軍倭國王。興死。弟武
立。自称使持節都督倭百濟新羅任那加羅秦韓慕

韓七國諸軍事安東大将軍倭國王。順帝昇明二年
遣使上表曰。臣雖下愚。忝胤先緒。驅率所統。帰崇
天極。道遥百濟。装治船舫。而句麗無道。圖欲見呑。掠
抄邊隷。虔劉不已。毎致稽滞。以失良風。雖曰進路。或
通或不。臣亡考濟。實忿寇讎。壅塞天路。控弦百萬。義
聲感激。今欲練甲治兵。申父兄之志。詔除武使
持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事
安東大将軍倭王といへる。高祖永初二年。まで太祖元
嘉廿八年といへるなり。
遠飛鳥宮御宇允恭天皇の御代のことなるを。此書。倭讃梁書

讃〈作贊〉といひ。讃死弟珍〈梁書作彌〉立といひ。また倭國王濟〈南史〉〈或作絡濟〉といふも。三代なり。濟ハ世祖大明六年。順帝昇明二年といへるぞ。これぞ朝倉宮の御宇なる此なり。倭王世子興死していひ。興死弟武立といひて。三代〈ミヨ〉ともしるせど。されどあへるに。又此わりさの御代くの天皇に。讃珍濟興武などいふ御名あることなし。但しおもなるまなりしき。

磐余若櫻宮御宇〈イハレノワカサクラノミヤニアメノシタシロシメシヽ〉履中天皇〈スメラミコト〉は御次〈ミツギ〉しその御弟〈オト〉

多治比柴垣宮御宇〈タヂヒノシバガキノミヤニアメノシタシロシメシヽ〉反正天皇〈スメラミコト〉。その御次〈ミツギ〉は

遠飛鳥宮御宇〈トホツアスカノミヤニアメノシタシロシメシヽ〉允恭天皇〈スメラミコト〉。その御次〈ミツギ〉し御子〈ミコ〉

石上穴穂宮御宇〈イソノカミノアナホノミヤニアメノシタシロシメシヽ〉安康天皇〈スメラミコト〉。その御あとをつがせ給ふ御弟〈ミオト〉

長谷朝倉宮御宇〈ハツセノアサクラノミヤニアメノシタシロシメシヽ〉雄略天皇〈スメラミコト〉と御世〈ミヨ〉をしろしめしし御次〈ミツイデ〉なりあへるなり。松下氏此

天皇たちの御名くしを。おのくかれ讃などいへる名をしらせて給ひぬれど。さるにかなはぬことも似つかはしからず。但しかの小野妹子〈イモコ〉の臣〈オミ〉を。彼の史にハ蘇因高となのりしがごとくに。此御世の御名をもかりにかへて假の名をもて韓人などに傳へしことも有るべきにや。又その御代とかしらにある年もやゝあへるなり。と

まうらするなり。おほかたもちひべきにあらず候。
然るにあまりどもを。宛名より官職までの代々
とりかはしへ使はるゝものとしてむつびあひしか
とみえ候にいはれ
皇朝(スメラミカド)よりはあるじめきつゝ冊をせられて。かれ國の爵號(?)
みとめ給ひしにはあらず。みどもあるすまじきてある
しをみとめぬにあるまじきことなれど。すべて
うからはその國の韓(カン)のもの國へまゐりぬ。この國の政(マツリゴト)
とつかさどる日本府の卿(マヘツキミ)なども。ましかりしかれあまたあるん
あり。さらばその國かひ。韓の國々みなまいりく。

皇朝にてもむかしはそのみかどをしもかたにかれ卿(マヘツキミ)さ
ちいさきしふ
天皇の御使といひみしらく。かれらしの王とおとゞはハし。
あるなどはかりにそのつかさと文などをもし
て隣(トナリ)の大きなる國のいきほひそろえ(盛)まるくまる者也
をきかれば、あらずみんなをのおそれをみとめてありそ(卒)
んもあらざりて。又朝倉宮の御世の七年に吉備上道(キビノカミツミチ)
臣(オミ)田狭(タサ)を任那(ミマナ)の國のみこともちとしてけりし
ことありしにはやく此田狭(タサ)新羅とむすびて
ありけり。

皇朝にそむきたてまつりし事あり。又同き九年にも。新羅
の王みちをまもるを。そむきてつかうまつらしかば将軍
をつかはしてうたしめ給ふに。いきほひをおそれて
しりぞきにき
近飛鳥宮御宇顕宗天皇の御代にも。紀生磐宿祢。任那の王
にあひて高麗とかよひ通。三韓の王にならんとして。
みづから神聖とかのりし事ともありけり。ふたたび
ひ。おもひおこしし後はあまりきぞん。おそらく人ものの
がいきほひをたやさんがためにいつはりごとなりと
きこえしかば。されば倭百済新羅任那秦韓慕韓
六國諸軍事なども見えたり。まことはつかさを賜はらん
ことをこひまうしけるにや。かの昇明二年遣使上表といひ
て。のせたる詞をみるに。まことにそのころの國人の
よめる文辞のさまにあらず。韓國ぞおほかり
て。その國人にかかせし物也。句麗無道云々とい
て。高麗をいきどほりしさまはいへるをみえて。かの新
羅をも。よくしたがはしめし田狭がみちをきこえやらん。
かの御代のことをかんがふるに。七年に田狭が事ありて。
その又のとし。新羅の王。
皇朝をそむきたてまつりて。高麗とむつびむとせしことをする業

いつはりをもちゐしかば。新羅とまつりごとするまゝにして。
またしばしばうらんとして。軍を出しける時に。
新羅王任那王にうちしたがひて。日本府の元帥たちを
くひをとらんとせしかば。任那王やがて。日本府なる膳臣斑
鳩吉備臣小梨難波吉士赤目子などをすゝめて新
羅をせめくだせる。高麗もともにひしと事をはりぬ。此とき
新羅王。
皇朝にそむける國なるを。日本府元帥どもはかへりて。と
もにともにひしかば。かくて田狭がこゝろにたがひけるゆゑ
しける麗をひきくるゝとして戦ひしかる

かなしいくあしきこゝろはいひがたし。されども
此時まで高麗の
皇朝へのゐやなかりしをいかりて。新羅ぞかやうに無礼なる
ふるまひしかば。
天皇はみづからうちむかひてせめんとおぼしけれど。
まづ神のいさめありしかば。おぼしとゞまりていでま
さず。紀小弓宿禰蘇我韓子宿禰大伴談連小鹿火
宿禰などをすゝめて大将としてせめしめたまふ。その時
の大御ことばに。新羅自居西土。累葉稱臣。朝聘無違。貢
職允濟。逮乎朕之王天下。投身對馬之外。竄跡匝羅

之表阻高麗之貢呑百濟之城況復朝聘既闕貢職
莫修狼子野心飽飛飢附以汝四卿拜為大將宜以
王師薄伐天罰龔行とあり。此ふみハ宋書に
のせらる書のおもむきハ。こまやかにかきたるなどし。
みれ書の。
皇紀の大かんがへりしにしたがへるハ。いにしへのあるさまなるや。
此年ハ宋昇明二年にあたりて八十五六年おほくあやまれり。
さるべくもなきことなれども。ことしげし。あるせる年数あやまるる
かしハいとおもくるすハ。まさしく此かたのことをおぼつかなう
ゆるハ。但し同じき御世廿年に。高麗王軍をおこして。

百濟をせめしにより。同廿三年。筑紫の安致臣馬
飼臣ら。船師をひきゐて高麗をうちしことしるさる。
まうれ昇明二年にあたりまへにいへる此時の事にかなへりといふべし
まだ此時もる羅ハさだめ伊伝がくにとかめたるよりこそ
その国と年ころしきさ。徳新羅将軍吉備臣尾代に
みだされて。うるはしくにかけし罪をかさねたるにかゝの事
しもそのおこしき事をかけれバうたがひとしてあるべし。
此ともよりみるにおほきはかりがたきもなれ
朝倉宮雄略天皇の御世に。呉國に使つかはしゝ事。書紀に
みえたるハ。いづれもとりあやまちて呉といふべきのかたにて。よ紀

服織衣縫などいふ事も韓人のはじめてまゐきこし
後にぞあまたまゐきけるなれ。さればまことに
たゞ詔ありしにても。つぶさにその使にはおほせたまひし
ひとつのついでにからの匠などもしを作らせらるゝ事は有るを
ひとつもなかりけるがさりけりなるに。おほくのくだりを
きこえみたる所もありしかば。まづ三韓などの
王どもをいましめてもおほかたしるべきなれどば何事か
その趣にもあらずはかりきこえ。そのかみ太宰のあたりの
者がでまゐりつぎしに。その国の書などにもかきしるせる
かゝる事によるべし後。ましてこの詔書などはいとおほき

まうでこし後。されどからぶみに宋書にのせたるは。みな上にいへる
ごとく。三韓よりぞ日本府の卿たちなどにて申し給へる
しかりけるを。
皇朝にはかつてしろしめさぬ事にして。書紀にのせられたる
さる使々の別事などもなきにむ。さる為にしたがひて年
小呉の使の事の見えたるはいとあやしき事なり。かの宋
この書にかくつたへたるを。事はさもあるべきことなれど
とゝまりて。おくれば事一つとおもふ後。そこにてむかしより
は呉國の使とてまゐりしなども。いかばかりかありけん。高
津宮にしては世に呉の朝貢とあるを始めて。いとあやしき

とおりし済し北史まて隋書に至開皇二十年。
倭王姓阿毎。字多利思比孤。號阿輩雞弥。遣使詣闕
云。王妻號雞弥云。名太子為利歌弥多弗利云。大業
三年。其王多利思比孤遣使朝貢云。其國書曰。日出
處天子。致書日没處天子無恙云。帝覧不悦。謂鴻臚
卿曰。蠻夷書。有無禮者。勿復以聞。明年上遣文林郎
裴世清。隋書無世字下同使倭國。度百濟。行至竹島。南望耽
羅國。經都斯麻國。逈在大海中。又東至一支國。又至
竹斯國。又東至秦王國云。又經十餘國。達於海岸。自
竹斯國以東。皆附庸於倭。倭王遣小徳阿輩臺。従数
百人。設儀仗。鳴鼓角来迎。後十日。又遣大禮哥多毘。
従二百餘騎郊勞。既至彼都。其王與世清相見。大悦。
曰。我聞海西有大隋礼義之國。故遣朝貢。我夷人僻
在海隅。不聞禮義。是以稽留境内。不即相見。今故清
道飾館。以待大使。冀聞大國惟新之化。清答曰。皇帝
徳並二儀。澤流四海。以王慕化。故遣行人来此宣諭。
既而引清就館。其後清遣人。謂其王曰。朝命既達。請
即戒塗。於是設宴享。以遣清。復令使者隨清来貢方
物。此後遂絶といへる。開皇と。是は隋の文帝か年号。
その二十年ハ。

小治田宮御宇推古天皇の御代八年にあたれる。此年倭王
遣使といへることのみ
皇朝の御使なりし次第のよしハ下にいふべし。すべて上
の件のもろこしの書どもに。大御国のありさまなどを
しるせることどもを見るに。あるひハ韓人のことば。又かの
からの国人の。みづからいひつるをきゝて。あるひハ又よし
この使などの事を。ふつつかに聞しりしを。すべて筑紫を
より。ゐのゝことゞもをきゝてのことにて。すべてのさまよく
もしらず事あまたいへるなれば。いづれもみ
だりにしるせる。まことならぬ事に倭王の使と

いへるもしるしがたし。さて又ゐくハ知ゐるなりて。さでいか
まことゝも見えて。みづから書るしもありたる人のほの
あらそひくるしからしめしよし。又さこれハいつわりの名
ありかくして。ありどかまぞまだなれとて。かの天の方
しりぞいて。あれもとくハ。さぞきこゆべきまきさみるを
皇國の人さへ。そのいつはりのまゝにいふもあさまし
くをしれまく。さても。なほもとのもうたがはしく書
きなしてよりの伝じきたるを。いとも可畏こく。
うれしききざみのありがたし。これのみならず前の世をも。
よしなきことのさだ。さきの世のみかどにあたれる事共

をばとして。また用明天皇亦曰貝多利思比孤。隋開
皇末始與中國通しあるなり。これをよく開皇といへる
は。もろこしへまうで。隋よりもしまうしといへることどもを
まで。唐のよろづ此の御使のゆききあるをゆるし。おほく
むきとおもひしみるとばそのこと御世の古への傳へて。まで
書紀乃ごとく。
小治田(ヲハリダ)の御代の御使を。唐土のこむつび(通)の始とはせしに。
また大業と。隋の煬帝が年号。その三年は。推古天皇の
御代の十五年なれば。此御使をまうしくるに妹子臣(イモコノオミ)と
傳へりしをいひて。

皇朝の大御使(オホミツカヒ)のもろこしにまゐりしは此時なれば。こは隋の代なりけり
かし。書紀に遣於大唐とあるなるは。此後など
皆ながく隋はからの名なれ。書紀撰(エラバ)ましかどは。唐の代
なりしかば。その時の名をおへて。かよはしてい
へるなり。さて多利思比孤とは足彦(タラシヒコ)ともまをしてよくいふ名なり。
をきこえしを唐書にいへり。
用明天皇の御名をとせるは御代をたがへり。又なれ
天皇をたりしひこと申しし事とみえたり。
小治田(ヲハリダ)推古天皇は。姫尊(ヒメミコト)にましませば。もとより此御名おはします
べくもあらず。又なれ開皇乃御世の御使つかはし

まししにおほえたれど。まことはこれをうたがふべく
けしく見えず。かの宮皇の世年にも使をやられしは。
なれば
息長帯姫尊(オキナガタラシヒメノミコト)の御代よりこなたの事にかなひて。御の名とあること
のいはれもさらに。姓は阿毎字は多利思比孤とは。例の天(アメ)
足彦(タラシヒコ)とあるのかきかへなれば。そもそも足彦(タラシヒコ)とも
ばは。世々のみな
天皇の大御名(オホミナ)にしあれば。さる心にもかへて。人のみなにふ
けくまじきなれば。天(アマ)とまへいひしなり。
天皇の御使とはいひしとかの國人のあやまりて。号(ナ)は阿輩雞弥(アハケミ)とは。

唐類函には。其國號阿輩雞弥華言天皇也といへるを
もとはこれもかの御使のいひしことなるべし。然るを
かれはこれをかへて国の名と心得たるひが
ごとなり。そもそもこれより七年をへて大業三年にも。まことの御使
のまゐりし事あり。そのおのおの同じ君の御世なるべし
と思ふに。みなみなかくかはりたるは。かしこの名をあらはしお
くるなるべし。さてかの書にも。開皇といへる内に使人
をつかはし隋の内を脩めるあひだ。隋書にまかりく
てその定めてあるやうなるべし。さて日出處天子とと
ある詔書(ミコトノリブミ)は。書紀には見えずして

もとさんかたはまたて。後の代のことゞもをおまでいひ出て。な
ることさら申し。さりとも
天皇のみかどのみなくたふとくましますゆゑは。まづいはましかれ
ど。まづ大御神は。萬の國をあまねく御照しましますを。
日の大御神の御國にうまれまして。天地の間にならぶものなきを。やが
てその
大御神の御末をうけつぎまして。天津日嗣としろし
て。此御國をしろしめし。萬代の末までも。うごきなき
なき御位にしておはしませば。かたじけなくみ
づから四方にならびなし。しかるに外國の王などの。みを

てと及びまつるべきものにあらず。さるをなどてかそれ
くまれ使せて。かしこくも此國王などへ詔書をたまは
んとは。
天皇勅隋國王などゝこそ書出させ給へ。此度なるをしると。
天子とのみかき給へるは。かれをうやまひ給へること。こゝろえず
…

あだしくにをやぶるべきよしをかいてまをさバ。んすくう
ぬるさまなりし。此詔書にはかりに天子とかゝせたまへりしを
ゆるさんとぞしたまひぬべし。然るをかの無礼なりし
よそよりこそぞありしかバ。それかくしての小き国の
王などの。あさむかおもひつゝ。かつてひそらかのこあるか
てぞおのさまあり
天皇をおしなべてのくにぐにの王とひとしくおもひてあるさまなるが
あなり。といひしことばをあらはにいふべきまじく
勅隋國王とあるなど。皆からのおきてなりて。かく
しもありて大御言をうこ訓をかくすべきさまなると

や。さてその明年文林郎裴世清といふもの。かの國王
が使としてまゐりて。その八月に京にまゐきぬ。
皇朝をたふとみまつりし事ども。書紀にあれど。文がらは經
て来つるかの国のさまをあらせる。さらにかへることもなくてかれ
息長帯姫尊のみ世より。いつしまでものこす許へ。使のまうでし
ことの。かの國のことをいつくしみ。いかでかくまでこそ
と。かれがのは。つくりかざりしていかでかへし。但し
此方も竹斯國より東。秦王國といへるのは。山陽道の西
かたの國々をいへるなるべし。をかしきことなりてぞさかゆ
然。さて北史には其王與世清来貢方物といへり。これ隋

書とありけるを。清字の下におかれたるをもておもへば〔既〕
もしは新が書なりし。隋書に。與清相見といひ。下に復命
使者隨清来とありて。此三つの清字をえまずへて。もとは
ひとつの書なりしをおとしたるなるべし。されば今も其の
隋書によりて補ひつ。さて
天皇の御使なりしのみならず。かかる事もありしにや。我夷人僻在海隅
といふたぐひの事なり。いふもさらなれど。日出處天子と
のさまを清くし
天皇の御ことの後なるべき物ならば。かの詔書とおもひなされども
て。使の奏せしものなりしかば。かかる事もありつべし。

まへて此詞と。清答國がくの詞もあかはぬをもて。かの王が
悦ぶべきさまにかれこれとりなしてかくかきうつせし
を。さもしにあるまじきゆゑ。されど此されは妹子臣が失
まうしたる御書をもておこしをおとしてかへりし人を〔百濟〕
天皇の御すめらみことしるしおはしましゝ。これにならへる事。又かの使裴世
清がもちきたりし書は。皇帝問倭皇。使人長吏大禮
蘇因高等至具懷。朕欽承寶命。臨御區宇。思弘德化。
覃被含靈。愛育之情。無隔遐邇。知皇介居海表。撫寧
民庶。境内安樂。風俗融和。深氣至誠。遠修朝貢。丹款
之美。朕有嘉焉。などあり。此書にのせられたるは。かの妹子臣が

すてうしとかどかつてしらずや。此ころに倭皇と申せるこ
とうさかりし。これをならべて此國の王をさへ申すおほう
かしこく。尊き天皇をしものゝもかのまねびなるとも見えそうらし。
わたしの國の使をみづからにあるけりいやしうそ。おほし
てあるやつこのやくにあてしらふるひすべし。まさ
天皇の御かくきましき後の事をばあらざるが此國に。
此書は綱をくべくいとみだりさうわざすまじば皇とも
ぞうことあひみなどを。さればこれを經籍後傳記に。小治田
朝十二年。歳次甲子。是時國家書籍未多。爰遣小野
臣因高於隋國。買求書籍。兼聘隋天子。其書曰。日出

處天皇致書日沒處天子。隋煬帝覽之不悅。猶怪其
意氣高遠。遣裴世清等十二人。送因高來觀國風。其
書曰。皇帝問倭王。聖德太子甚惡其黜天子之號為
倭王而不賞其使。とあるはまことなりけんかし。此紀には
王とかゝしやするを改めしく。皇字をば改めて
のせしましかべし。然るを平氏の聖德太子傳曆
に。此隋王が書の事をいふとて。
天皇の問せたまへる。太子の答に。天子賜諸侯王書式也。然
皇帝之字。天下一耳。而用皇字。彼有其禮。と申たまへるよ
しあるなどは。書紀の皇字よりつきて造れることしるべし

ま。もろこしの傳暦には。此たびのことをいとおほく
て。つげたりし。さてその九月に。此使かへりまゐける
をおくりて。又しも妹子臣を。かの國へつかはさる。その
詔にいはく。東天皇敬白西皇帝。使人鴻臚寺掌客裴世清
等至。久憶方解。季秋薄冷。尊候何如。想清悆。此即如
常。云々と。書紀にのせたり。今此たびの二方の御さた
あやしびの事を考ふるに。まづもろこしむかしへつかはし
し詔書を。かの王よりこそ。今より後かくの如くかは
らんをば。さらにいはずといひつべし。さては使のかへりま
ゐくる。やがて使をつけてまゐらしにはふみをや。かの

後傳記にし。猶怪其意氣高遠とあるをとがめられし。
又此ふみは大御國の事は。さらにしるされず。韓國のことにてなど
まじへかけるもあり。傳には。いさゝかのひつぎなれども。あやしとおもはん
と。なすべきことなりし。又後傳記に。かの王がまをして。
倭王とやせる事を。皇太子にいひつかはさせて後ひし
とあるを。まことにさるべきことなるに。こゝのみならず
を天子とのたまひしをば。なほうたがひ申すべくことなる
にし。まづ皇帝とのみいひて。かへりて
天皇をば。しらしめすを倭王などいふは。中事なるべし。又
人のはかなきをのみやむなしく書きなすべくもあらぬ文

入まの人ゟてさふあつ流。かど点てぬたしがう月だもしきひ
しく詰責とがめて。役みとどもやうふかひとへして。かる
くけむつびをもちかの人ゟてさるびかくぞ。その書きを
うけいまだ存しく。役をも棒待へあつひすひ。やうてびれ役
をとげかりしハ。往の郡主のいそとりふ来ぬがあが
ありかりしが我でのいかをぶおさへあのぞしかる
すべし。但し老化なかりしこの役ハ六月十五日ゟ難波ふ
つきて。八月三日ふ京ふ入とあるバ。おかよそ五十日ぞかる
を。そこゟ難波ふてめぐりしぞ。かくして速さる
京へゆきでつましぞ。ゆゑをぞのし。妹子居。かの蛍王が書

をうしなひしとぞふありく。流さるべきをとがいふさ
議だちとも有しかど。まうきもざかとしすかく。日数ハ
経へし。知らも書をとくるし人ふどもらしとふ。て。訖よつ
きかふまで。まことハ書れさるのあやまりしありふる
まの大御くにの御みずきこえをぞかりく。ささ
りうしあひしあとみごく。又かの王が恨しげめし
とかど。何くきこのあさうれ。おのづから書しもふおや
かくあかしめして。かの役をとど。京へハ入らるましく
きよしかどかまぐめともしうや。いうさあとも久
しくしぞこからしハ。て子事世の中ゆゑあるあり

なんしける時の隋書に。我夷人僻在海隅。不
聞禮義。是以稽留境内。不即相見。と。
天皇のことをしもしらずしてなるべし。さるハこのたびまでかの國よりも
て。久しく朝貢にまうでざりけれバ。おのが罪をうけんと
おそれたり。裴世清がまゐりて。倭王いひしことばの
くだりにて。さて後の度の詔書には。日出處天子を。東
天皇。日沒處天子を。西皇帝と改めてかゝれしハ。始のをり
の王が怒りたりしを。はゞかりしなるべし。さてかの
へし。又かの敬ひたまひしかど。さすがに彼の王をば
皇帝とはのたまはで。東天皇と對へて西とのみのたまへり。

いみじくくやしかりけん。倭王と王をかしこみ給ひて。彼天
皇とのたまひしを。かの王が書に。倭王と申せるハ
やすきをかへりみざりし心。いかにぞや
おもひてなり。又こゝにてかの詞をうつしてかきたる
迹をうつくしうもたえてかのくしみをつくしたる
べし。さればかのことをあなどれりのみこそ侍るべき
まいてかのふみにハ致書とかきしを。敬白とかく
ものなり。又尊候などのことはまさにさもあるべし
あやしくも王どもをへりくだるにて詞なりけむ。
尊候乃候の字ハ。古記の中にハあまたみえたる善隣

國寶記にいはく。あくるとしのつぎにまた妹

子臣は。まためしかへして九月にいたりてふたゝびつかはし

たびに隋王のもとへをくりしつかひは。ねぢよふしぬ。

又同じく推古廿二年六月に。犬上君(イヌカミノキミ)御田(ミタ)鍬(スキ)矢田(ヤタ)部造(ベノミヤツコ)

某(ヱカシ)をもろこしへ使につかはし。廿三年七月かへ

りてきたりき。

昭和 年 月 日 部 番号 1317 (二) 彦根中學圖書部藏